

第6章

参画と協働で共につくるまち

～ともに築く
「べつかい」のまちづくり～

- 第1節 住民参画のまちづくり
- 第2節 コミュニティ活動の促進
- 第3節 自衛隊との共生
- 第4節 人権の尊重・男女共同参画の推進
- 第5節 北方領土対策の推進
- 第6節 行政サービスのデジタル化
- 第7節 シティプロモーションと地域力の強化
- 第8節 時代に対応した自治体経営の推進

第7次別海町総合計画
第4部 基本計画（抜粋）



第6章 参画と協働で共につくるまち

ともに築く「べつかい」のまちづくり



1 住民参画のまちづくり

1 現状

近年、少子超高齢社会や世帯構成員の減少、地域における人と人とのつながりの希薄化によって、住民同士による支え合いの力は低下傾向にあります。こうした中で、多くの住民がまちづくりの担い手として参画することや、住民が自ら課題を解決する取組が求められています。

本町では、まちづくりへの住民参画の仕組みづくりとして、2011年（平成23年）に、「自治基本条例」を制定、2013年（平成25年）に「別海町協働基本指針」を策定するとともに、「別海町自治推進委員会」の設置、「別海町パブリックコメント手続実施要綱」を策定しています。

また、町民に必要な情報の共有と周知を図るため、広報紙等による広報活動を推進しています。

2013年（平成25年）には町民を対象に、「広報に関するアンケート」調査を実施し、その結果を反映して広報紙やホームページの内容充実に努めたほか、まちづくり懇談会の開催や計画策定におけるパブリックコメントによる意見の公募等を行っています。

さらに、住民参画のまちづくりを進めるため、各種住民団体の育成や新たな団体の創設に対する支援に取り組んでいますが、活動を担う人材不足等により、団体の創設や住民団体による活動が縮小傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の自粛を余儀なくされ、活動の縮小が加速してくことが懸念されます。このことから、「べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）」の制度改正を行い、町民の自発的な活動を尊重し、町民と行政の協働を推進しています。

さらに、町民に対して町政運営の透明性の確保を図るため、「情報公開条例」等に基づいた情報公開を行うとともに、請求の件数や開示の状況（公開、部分公開等）の報告を毎年行っています。

2 課題

新たに活動を始める団体や、縮小傾向にある住民団体の活動が活性化するように、多様な課題やニーズの把握に努め、団体間での情報共有や協力関係の構築を図るため、拠点を整備するなど、協働のまちづくりに対する意識を醸成する必要があります。そのためにも、地域のさまざまな課題を自ら解決しようとする団体等が活動しやすい環境を一層促進する必要があります。

また、広報活動は、一人ひとりにあったお知らせを表示するプッシュ型通知やデジタル技術を活用した意見交換など、さまざまな媒体や伝達手段を用いた情報の共有と積極的な町政情報の発信を図ることや、町政運営の透明性の確保については、情報公開条例に基づく情報公開に引き続き努めることが求められています。

3 施策の目的

地域社会における課題解決に向けて、町民と行政、さらには各団体と連携し協働のまちづくりを推進するとともに、住民参画のまちづくりが円滑に進められるよう、広報・啓発活動を充実します。

4 主要施策

①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進 総合戦略	町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設け、活動の活性化を図ります。
②広報・広聴活動の充実	広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。
③情報公開の推進	「情報公開条例」等に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
町民の広報・広聴活動満足度 （まちづくりアンケートによる）	%	55.9	51.1	70
べつかい協働のまちづくり補助金 交付団体（期間累計）	件	54	14	50

6 主要な事業

協働のまちづくりの推進	町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。
-------------	--

2 コミュニティ活動の促進

1 現状

近年、単身高齢者の増加や、経済情勢の変化、雇用の流動化といったさまざまな問題を理由とするひきこもり、生活困窮者が増加しています。こうした中で、地域における課題を把握、解決するためにも、地域コミュニティに期待される役割はますます大きくなっています。

本町では、地域コミュニティの活性化に向けて、町内会活動や、自治会の記念誌作成に対する助成など、地域コミュニティの活動を支援しています。

町が管理する地域コミュニティ施設については、老朽化対策を進めており、2009年度（平成21年度）に実施した「地域会館改修等優先度調査」の結果に基づいて、緊急性や老朽度合を勘案しながら、外壁の張り替え及び屋根塗装等を実施しています。外部改修は31館中26館まで完了し、耐震改修が必要と判断された5館の改修は、2014年度（平成26年度）までに完了しています。また、トイレ改修については対象の17館中9館において洋式化及び簡易水洗化が完了しています。

町内会等が管理する会館や備品については、老朽化の状況等を町内会等と連携して調査し、整備を支援することにより、町内会等の活動の推進を図っています。

コミュニティ施設の地域における自主管理を促進し、町の直営地域会館4館については各連合町内会及び民間に管理業務委託しており、他27館及び西春別運動広場については各町内会等の指定管理としています。

2 課題

町内会活動に利用される会館や備品については、今後多くの地区で老朽化が進み、整備を要すると見込まれるため、引き続き町有施設の改修や更新、また、町内会等が管理する会館等への支援を行う必要があります。

さらに、地域の課題を自ら把握し解決することができる地域づくりを進めるためにも、コミュニティ活動の活性化に有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、行政やコミュニティ間におけるネットワークづくりを進める必要があります。

また、コミュニティ施設の老朽化対策については、未実施の会館を対象として引き続き改修を実施するほか、各会館の利用頻度等を考慮し、地域との協議を踏まえ、廃止も視野に入れた整備計画の検討が求められています。

3 施策の目的

コミュニティ活動の環境づくりを支援することにより、町内会等における活動を推進します。

また、地域における課題を自ら把握し解決することができるよう、自主的なコミュニティ活動の活性化と確立を促進します。

4 主要施策

①コミュニティ活動の 活性化支援 総合戦略	自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など、さまざまなコミュニティ活動に対する費用の補助による支援及びネットワークづくりを推進します。
②コミュニティ活動の 環境づくりを支援 総合戦略	町内会の会館や、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、コミュニティ活動を行うための環境づくりを支援します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
地域活動やボランティア活動への 参加意向 （まちづくりアンケートによる）	%	47.5	53.2	55

6 主要な事業

コミュニティ活動に対する支援	自治会等運営交付金によりコミュニティの運営を支援します。
----------------	------------------------------



3 自衛隊との共生

1 現状

北方領土・ロシアと根室海峡で接する本町内に所在している別海駐屯地は、1965年（昭和40年）3月の創立から59周年を迎え、長きにわたり本町を含む根室管内、道東、そして北海道だけではなく、わが国における国土防衛の要として、その役割を果たしています。

現在の国際情勢を鑑みると、国際社会の平和と安全への道筋はなお不透明な情勢であり、わが国の安全保障環境は厳しさを増しています。

また、本町においては、北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際は、大津波によって沿岸地域では、最大津波高4.7メートルに達する津波が想定される地域となっています。ひとたび災害が発生した際は、敷地内に災害拠点となる計根別場外着陸場が併設された別海駐屯地がこの地域に存在していることが、地域住民にとって心強く、安全安心の平穏な暮らしづくりの一役を担っています。

同じく町内に所在している矢臼別演習場は、わが国最大の演習場として1963年（昭和38年）から使用され、自衛隊等により各種訓練や演習が日夜頻繁に行われています。師旅団規模の演習及び長射程能力を有する大型火砲、ヘリコプターによる実弾射撃等が行われ、自衛隊等の重車両が別海駐屯地等への移動のため頻繁に町内を往来している状況となっています。これら演習場使用日数は年間平均300日以上、演習人員延べ約26万人以上の状況となっています。

別海駐屯地の隊員は、地域の活動にも、積極的に参加しており、協働のまちづくりを推進するためにも、自衛隊の現体制の維持及び拡充が必要となっています。

2 課題

厳しい国際情勢や頻発する大規模災害等に対応するため、別海町に駐屯する部隊の人的基盤の充実等、即応態勢を充実し、有事の際の対処能力を高めるためにも、人員充足率の向上と配備される装備品の更なる充実について、引き続き要望していく必要があります。

また、防衛施設の運用により生じる航空機・射撃による騒音、振動等の各種障害に対する地域住民からの問合せや障害発生時における民生安定、防音対策、障害防止等の事業を推進し、町民生活の安定化を目指していますが、国の補助事業による採択や予算確保が課題となっています。

3 施策の目的

別海駐屯地の体制維持・強化を引き続き要請し、併せて防衛施設の設置・運用により生じる障害軽減や緩和を図る防災・防音・民生安定施策を推進し、周辺地域の生活環境向上に努め、自衛隊との共存・共栄の進展に取り組みます。

4 主要施策

①防衛施設周辺の生活環境の整備	防衛施設周辺環境整備事業等を活用し、町民生活の安定に取り組めます。
②陸上自衛隊別海駐屯地の充実整備の要請	別海駐屯地の充実整備に向け、関係団体と連携し要望活動に取り組めます。
③陸上自衛隊別海駐屯地との防災連携体制の整備・強化	災害対応時等における連携体制の強化を図るため、日常的な連携強化を図り、あらゆる災害等に対応する体制を整えます。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
自衛隊が参加する防災訓練実施回数	回	—	2	4

6 主要な事業

各種特定防衛施設周辺整備調整交付金事業	防衛施設の設置・運用による周辺地域の生活環境又は開発に及ぼす影響を緩和し、住民生活の安定と充実を図るため、交通施設や社会福祉施設、教育文化施設等の整備を行います。
別海町自衛隊協力会補助金事業	別海町自衛隊協力会が取り組んでいる別海駐屯地体制維持・強化に対する事業に対し、「別海町自衛隊協力会補助金」により事業支援を行います。



4 人権の尊重・男女共同参画の推進

1 現状

人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、社会において幸福な生活を営むために生まれながらに持つ基本的な権利となっています。

近年、インターネット上の人権侵害や外国人の人権問題、いじめや虐待といった子どもの人権問題、障がいのある方や高齢者の人権問題のほか、2019年（平成31年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、アイヌ民族への偏見や差別を解消し、誇りが尊重される社会の実現の必要性、また、2023年（令和5年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、性的マイノリティに関する偏見や差別などの問題が関心を集めています。

急激な社会の変化に伴い、雇用環境や家族形態の多様化が進んでいる中で、男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要な課題となっています。このことから国や地方公共団体等が連携を図り、人々が人権について正しい認識を持ち、人権侵害のない社会が実現されるよう、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。

本町では、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりの一環として、人権擁護委員による人権教室や人権相談を開催するほか、その内容を広報等で周知し、町民啓発を行っています。配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力によるDV被害に対しては、迅速な対応を図るため、警察等の関係機関とのネットワークづくりを進めています。

また、男女共同参画社会の推進による豊かな地域社会づくりの一環として「女性のためのなんでも相談所」の場の提供や広報等による町民周知を行っているほか、男女が性別に関わらず、仕事と家庭生活、地域生活とが両立でき、いきいきと働くことができる環境を整備するために、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発に取り組んでいます。

さらに、認知症高齢者や障がいのある方が、不利益な権利の侵害を受けることなく、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、成年後見中核機関及び実施機関である別海町社会福祉協議会を委託先として、成年後見事業の取組を進めています。

2 課題

人権の課題について正しい理解を深め、互いの人権を尊重し合えるよう人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。

そのために、新たな創意工夫も取り入れながら、人権尊重の理念を暮らしの中に根付かせ、町民一人ひとりの人権感覚を育む教育と啓発活動に一層努める必要があります。また、男女共同参画社会の形成とともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備に向けて、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、女性の個性と能力が十分に発揮できるように意識改革に取り組む必要があることから、本町の課題を把握し、地域特性を勘案した取組を検討する必

必要があります。

近年、再犯率は上昇傾向にあり、再犯防止が重要となっています。犯罪を犯した人が立ち直るためには、就労や住居、保健医療など、さまざまな支援が必要です。社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を進める必要があります。

権利擁護事業の一つである成年後見事業は、別海町社会福祉協議会と連携を図りながら、更なる制度の周知や相談会の開催、成年後見事業を支える市民後見人の養成等を進める必要があります。

3 施策の目的

多様化、複雑化する人権問題の解消に向け、人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。また、男女共同社会の形成とあらゆる分野において、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、その役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、女性の職業生活における活躍の推進に取り組みます。

4 主要施策

①人権啓発と人権教育の推進	関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。
②人権問題に関する相談体制の充実	人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。
③男女共同参画社会の推進	地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を行うとともに女性が活躍できる環境づくりを推進します。
④高齢者等の権利擁護の推進	成年後見事業等により、増加が見込まれる認知症高齢者や障がいのある方などの権利を守る取組を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
人権啓発事業回数	回	0	0	2
人権相談事業開設回数	回	2	4	2
人権教育啓発事業実施校数	校	3	4	3
審議会等への女性委員の登用	%	30.1	30.7	30
市民後見人養成研修受講者数 （うち登録者数）（期間累計）	人	35（20）	未実施（0）	10（10）

6 主要な事業

地域人権啓発活動活性化事業	人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい知識を広めるため、地域の実情や実態にあった適切な人権啓発活動を行います。
男女共同参画社会の総合的な推進	広報・啓発活動やさまざまな場を通じた意識改革の推進、男女共同参画社会の形成に向け、総合的に推進します。
成年後見事業	制度周知による成年後見制度の活用推進と、市民後見人養成講座等の開催により、市民後見人の増員を進めます。



5 北方領土対策の推進

1 現状

北方領土返還要求運動は70年以上にわたって続いているですが、いまだ解決していない状況にあり、その間にもロシア政府による実効支配が進められています。

北方領土から強制的に引き揚げを余儀なくされた元居住者は2024年（令和6年）3月末現在、約5千人となっており、平均年齢は88.5歳となっています。

北方領土隣接地域においては、国際的な漁業規制の強化やロシア水域におけるサケ・マス流し網漁禁止により、地域経済は厳しい状況に置かれていることから、北海道が策定している「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進しています。2018年（平成30年）7月には、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部が改正され、北方領土隣接地域の経済発展に役立つ活動を「特定共同経済活動」と定義されたところですが、2022年（令和4年）2月にロシアによるウクライナ侵略が開始され、同年3月にロシア政府は、平和条約交渉を継続しない、四島交流及び自由訪問を中止する等の措置を発表し、日露関係の進展が厳しい状況にあります。

本町では、町民や観光客に対して北方領土問題への啓発と意識の喚起を図るため、庁舎内及び別海北方展望塔に署名コーナーを設置し、返還に向けた署名活動を実施しているほか、町独自で作成したホームページの更新や北方領土に隣接している市町への修学旅行誘致等に取り組んでいます。

また、北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成を図るため、学習会として「ふれあいトーク宅配講座」等を開催しているほか、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援しています。

2 課題

北方領土返還要求運動の中心的役割を担っている元島民の高齢化が進んでおり、北方領土問題に対する理解と認識を深めるためにも、各種啓発活動を継続して推進し、多くの町民に問題を知ってもらう必要があります。

また、経済活動が制限されている北方領土隣接地域の特殊な事情を踏まえ、諸問題の解決の促進を図るため、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき各種事業に取り組む必要があります。

3 施策の目的

北方領土問題の早期解決に向けて、国や北海道、北方領土に隣接した市町、関係団体が連携を図りながら返還要求運動や、北方墓参をはじめとする四島交流等事業の推進に取り組み、全国民に意識の高揚と喚起を促します。

4 主要施策

① 北方領土問題の啓発と意識の喚起	北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。
② 北方領土返還運動を推進する次世代の育成	北方領土の歴史や現状を伝える学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と北方墓参などの四島交流事業、後継者育成活動等を支援します。
③ 北方領土隣接地域振興等事業の推進	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)
北方領土返還要求署名数	人	3,939	2,445	4,100
北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数	回	3	0	7
別海北方展望塔入館者数	人	80,247	79,711	82,000

6 主要な事業

北方領土問題啓発活動の推進	北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。
北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成	各学校や団体へ学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。
北方領土隣接地域振興等事業	国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。



6 行政サービスのデジタル化

1 現状

国は、成長戦略の重要な柱としてデジタル田園都市国家構想を掲げ、人口減少や過疎化、地域産業の空洞化などの地域課題に対し、地方からデジタルの実装を進め、新たな改革の波を起こし、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるように取り組むとしています。

本町において、デジタル化を進める上で課題となっていたデジタルインフラの整備は、2022年度（令和4年度）に光ファイバ未整備エリアへの整備が完了し、現在、町内全域で光ブロードバンドサービスの利用が可能となりました。

また、災害時の情報伝達手段の確保や町民の利便性の向上に向け、公共施設の公衆無線LANの整備拡充を進め、役場本庁舎や生涯学習センターみなくる、図書館のほか多くの施設で公衆無線LANを利用することができるようになりました。

さらに、マイナンバーカードを活用した住民票、印鑑証明書のコンビニ交付サービスや、公共施設の予約手続きや各種手続きのオンライン化、公共料金支払い時のキャッシュレス決済※サービスの拡充等、デジタル技術を活用した行政サービスの提供を進めています。

2 課題

今後は、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するDX（デジタル・トランスフォーメーション）※を実現し、住民の利便性を向上させるための行政サービスを提供していくことが重要となります。

近年、スマートフォンやタブレット端末が急速に普及する中、SNSなどの多様な情報発信ツールにより（を活用し）、町政に関する必要な情報を発信していくことが求められています。一方で、スマートフォン等のデジタル機器等（ツール）に不慣れな人にも分かりやすく、利用者の目線に立ってサービスを提供すること、高齢者や障がいのある方に対して分かりやすく情報を共有することを意識した取組を展開する必要があります。

また、国のデジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、本町としても地域の個性や魅力を生かしながら、デジタル技術を一層活用していくことが求められています。

3 施策の目的

町政に対する関心を高めるため、広報誌や町ホームページ、プッシュ型通知サービス等SNSの情報提供媒体の充実を図るなど、適切な情報発信に努めるとともに、デジタル技術による住民の利便性向上や業務の効率化などにより、質の高い行政サービスの提供を目指します。

また、デジタル技術が急速に普及する中、本町の特性を踏まえ、デジタルの力を活用しながら、本町が直面するさまざまな地域課題の解決に向け積極的に取り組んでいきます。

※用語解説「※」は、P. 155～158 を参照

4 主要施策

①各種証明書のコンビニ交付サービスの拡大	マイナンバーカードを活用した住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付に加え、税関係証明書等のコンビニ交付ができるよう整備します。
②情報発信力の強化 総合戦略	町政に対する関心を高めるため、高齢者や障がいのある方を問わず、幅広く活用されている LINE による情報発信の強化を図ります。
③デジタル技術を活用した行政サービスの向上 総合戦略	行政事務を支援するシステムやタブレット端末等など、デジタル技術を活用し、円滑な窓口サービスと行政サービスの利便性向上を図ります。
④持続可能な行政運営のためのデジタル推進 総合戦略	より効率的に事務を行う体制を構築するため、業務手順の見直しを図りながら、行政事務のデジタル化を推進します。
⑤地域DXの推進によるまちづくり 総合戦略	ICT等の先端技術を効果的に活用しながら、地域の抱える諸問題の解決に取り組みます。 また、合理的根拠に基づく政策立案や効率化の検討を進め、データを活用した新たなサービスの創出や地域課題の解決に向けて、公共データの更なるオープンデータ*化を進めます。

5 重要業績評価指標（KPI）

重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
コンビニ交付証明書の拡充 （期間累計）	種類	—	2	4
プッシュ型通知サービス町公式アカウントメッセージ配信数 （期間累計）	数	—	220	1700

6 主要な事業

コンビニ交付サービス導入事業	個人番号カードを用いて各種証明書をコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で交付できるサービスの導入拡大を進めます。
プッシュ型通知による情報発信の強化	プッシュ型通知サービス公式アカウント登録者数の増やすための取組を進めるとともに、イラストや写真を活用した訴求効果の高いメッセージを配信するなど、情報発信の強化を図ります。
業務用チャットツールの利用拡大	業務の効率化及び迅速な情報共有を図るため、業務用チャットツールの利用拡大を進めます。
キャッシュレス決済の利用拡大	行政サービスの利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済の拡大を進めます。
ペーパーレス化の促進	行政事務や会議におけるペーパーレス化を推進するため、各施設の無線環境の整備及びタブレット端末等の導入並びに電子決裁システム等の導入を進めます。



7 シティプロモーションと地域力の強化

1 現状

全国的な出生数の減少が続いている中、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況にあるとともに、人口の首都圏への一極集中傾向が続いています。

本町でも、人口は減少傾向にあり、1970年（昭和45年）に過疎地域対策緊急措置法の制定に伴い過疎地域とされ、各種対策の実施によって1979年度（昭和54年度）末をもって過疎地域から脱却したものの、2022年（令和4年）4月に再び過疎地域の要件を満たすことになりました。

一方で、首都圏における若年層を中心とした地方への関心の高まりや、場所にとらわれない働き方の広がりなどを契機として、地方においては、移住・定住施策の推進と関係人口の創出・拡大に取り組むことにより、地域力の維持・強化を図ることが求められています。

このような中、2008年（平成20年）に創設した「別海町ふるさと応援制度」では、取組体制を拡充・強化し、ふるさと納税を契機とした関わりを大切にすることで、交流人口の増加に向けて取り組むとともに、移住促進を図るため、関係団体と連携しながら都市部等への移住プロモーション活動を展開しており、移住・定住希望者の多様なニーズに対応するため、動画投稿サイトへの「べつかい移住ちゃんねる」の投稿により、親近感のある動画を通じて、本町の魅力を積極的に発信しています。

2022年（令和4年）4月からは、空き家となっていた職員住宅を改修し「お試し移住住宅」の運営を開始し、本町への移住を検討されている方に対し、短期的な暮らしを体験してもらうことで、町の風土や日常生活を知ってもらう機会を提供しています。

また、2023年度（令和5年度）からは空き家バンクを開設し、移住・定住の促進を図っています。

国は、都市部の若者等が過疎地域等に移住して、地場産品の開発や産業への従事などの地域協力活動を行いながら、地域に定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を創設し、2026年度（令和8年度）までに隊員数1万人の活躍を全国目標に掲げています。本町においても、活力ある地域社会を維持し、地元産業の基盤強化を進めるため、多くの地域おこし協力隊を採用しており、幅広い年齢層・職種から隊員が活動しています。

2 課題

地域における活力の低下や経済活動の担い手不足などの懸念が生じていることから、地域に生じる変化や課題に柔軟に対応し、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる地域社会を作っていくためには、地域社会を支える人材を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることが必要です。

ふるさと納税を契機とした交流人口をより効果的に増加させ、地域と継続的なつながりを持つ機会の提供や、観光資源だけでなく、日常生活を豊かにする活動を知ってもらい、来訪意欲や移住・定住につなげることが求められています。

3 施策の目的

町民一人ひとりが地域に愛着を持ち、町の魅力を町内外に広く発信することなどにより、関係人口や別海町ファンを増加させ、または呼び込むための地域づくりやシティプロモーションを推進します。

また、本町への移住・定住の促進を図るため、優れた自然環境や魅力ある地域資源の情報を広く発信するとともに、地域おこし協力隊の確保・定着を推進し、首都圏からのU I J ターン※を促進する等により、地域の活性化、地元産業の強化、少子高齢化の解消を目指します。

さらに、地域内外の人材、資源、資金を活用した施策を充実させ、地域経済の好循環の拡大を図ります。

4 主要施策

①ふるさと応援制度の推進 総合戦略	また、「別海町ふるさと応援制度」を推進することで、町の特産品のPRを図るとともに、ふるさと納税を契機とした関係人口の増加に取り組みます。
②シティプロモーション、ファンサービスの推進によるブランディング 総合戦略	本町の魅力をSNS等の多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組むとともに、特産品のブランド化や、実際に来町してもらえる意識の醸成に向けた施策を推進します。
③地域おこし協力隊制度の積極的活用 総合戦略	都市部からの移住により地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」制度を積極的に活用し、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、移住定住を推進します。
④移住定住の促進 総合戦略	移住促進を図るため、移住体験施設の整備等や空き家バンクの充実を図っていきます。
⑤外貨の獲得と地域経済の循環促進 総合戦略	地域の人材、資源、資金を活用した施策を充実させるとともに、ふるさと納税等の仕組みを活用しながら企業誘致を推進するなど、地域の外から資金を調達すること等により、地域経済の好循環の拡大を図ります。併せて、本町を訪れる人の滞在拠点を確保・充実するための施策を推進します。
⑥地域を再生する中間支援機能の構築 総合戦略	人口減少や地域経済の縮小等の課題に対応するため、地域内の産業や団体、町民等をつなぎ、地域全体をプロデュースするための人材の確保や組織の確立、関連団体への支援を推進します。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
ふるさと納税寄附件数	件	1, 281	923, 043	900, 000
移住体験施設利用者数	人	10	18	20
地域おこし協力隊の人数 （期間累計）	人	—	25※	100※

※地域おこし協力隊の人数は、活動期間1年未満を除く。

6 主要な事業

ふるさと応援制度の推進	本制度を活用し、本町の魅力や地元特産品を全国にPRすることで、交流人口の増加に取り組みます。
地域おこし協力隊推進事業	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、おおむね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発、農林水産業への従事等のさまざまな地域協力活動を行いながら、定住・定着を図ります。
移住・定住の促進	関係団体と連携し、都市部等への移住プロモーション活動を展開するとともに、移住体験施設を整備します。
シティプロモーション・ブランディング推進事業	本町の特産品のプロモーションとブランディングに取り組み、生産地・別海町の認知度の向上を図ります。
域内循環拠点維持・確保緊急対策事業	本町を訪れる多くの人々を受け入れ、賑わう根底となる滞在拠点の確保・充実を図るための支援を行います。
地域商社機能の構築・推進	観光資源やICTを活用した更なる特産品やサービスを開発し、地域の魅力のPRや、行政と地域をつなぐ中間組織としての機能を持つ地域商社の設立、運営等を推進します。



8 時代に対応した自治体経営の推進

1 現状

これからの自治体には、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域運営を進めることが求められています。同時に、住民ニーズが多様化・複雑化し、より行政サービスへの需要が増大する中、全国画一的な行政施策では対応することが困難になっています。そこで、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における課題を把握し、その解決に向かうという考えのもと、住民との協働によって持続可能な地域社会を形成することが必要となっています。

本町においては、指定管理者制度による産業、福祉、体育施設等の指定管理や特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化、「第4次定員適正化計画」に基づく職員数の適正化のほか、人事評価制度による職員管理など行財政改革を推進してきました。

また、限られた財源を活用するために経費や事業の見直し、メリハリのある予算編成に取り組むほか、税外収入滞納整理等検討会議を定期的に開催し、町税や使用料等の収納率向上に努めながら、国・北海道等の各種補助制度の有効活用を図り、健全な財政基盤の確保に努めています。さらに、財政の透明性を促進するために、財務諸表の公表にも取り組んでいます。

公共施設等の維持管理については、2016年（平成28年）に策定した「公共施設等総合管理計画」や施設ごとに具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」に基づき、計画的に施設の修繕や改修を行っています。

多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員の研修参加や自己啓発を通して能力向上を促進しているほか、広域行政による圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めています。

2 課題

持続可能な地域社会をつくるためには、効率的な行財政運営や限られた財源と人材の下で、人口減少、自然災害対策、物価高騰や外国人への対応など、多種・多様化する住民ニーズに的確に 대응することが求められています。これを実現するためにも、今後より一層の行財政改革を進める必要があります。行政運営に必要な職員数を見極めつつ、適正化に取り組んでいますが、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進等、新たな行政課題に対応できる人材の育成や、不足する資格職の確保に向けた取組強化等が求められています。引き続き組織全体としての適正な職員数の把握と併せ、人材の育成・確保にも努める必要があります。

加えて、職員が職場に求める価値観は、「仕事へのやりがい」等に重きが置かれる中、常に前向きに学ぶことができるオフィス改革を含めた職場環境の整備や若年層が魅力を感じて自身の成長を実感できるような職場づくりへの取組も必要な時代を迎えています。

また、過去に建設された公共施設の多くが老朽化し、更新時期を迎えています。「個別施設計画」に基づき改修等を行っていく必要がありますが、人口減少等により施設の利用需要も変化していることから、建て替えだけではなく、類似施設の統廃合による機能集約も同時

に検討していかなければなりません。併せて、健全な財政運営を維持するために、国・北海道等の各種補助制度等を有効に活用するとともに、各施設の老朽度を適切に判断し、単年度に費用負担が集中しないよう調整を図る必要があります。

さらに、多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員自身の企画力、自主性及び多面的能力を向上させる研修制度の導入や、効率的な行財政運営を図るため、広域行政の可能性について検討することも求められています。

3 施策の目的

持続可能な自治体経営の推進に向け、行財政改革を積極的に進め、効率的な行財政運営を行います。

4 主要施策

①行財政改革の推進	多種・多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な行財政運営を行います。また、各種施策や事業の継続的な評価・検証・見直しを行う仕組みを確立し、行財政改革を推進します。
②健全な財政基盤の確保	自主財源の確保、国・北海道等の各種補助制度の活用、町税等の収納率の向上を図り、健全な財政運営を推進します。また、限られた財源を効果的に活用するため、経費や、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を見直します。
③効果的・効率的な財政運営の推進	財政状況の分析・公表を行うとともに、重要度や緊急度を勘案した事業の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、町民との協働のまちづくりを更に推し進めるため、財政推計等を公表するほか、地方公営企業（町立別海病院事業、水道事業、下水道等事業）の経営健全化を進めます。
④職員の人材育成・確保の推進	「別海町人材育成・確保基本方針」に基づき、DX人材の育成をはじめ、職員の研修や自己啓発の促進による資質向上と意識改革及びオフィス改革を含めた職場環境の整備を図るほか、人事評価制度による目標管理を実施します。
⑤広域行政の推進	周辺自治体との連携による行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応し、圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、更なる効率的な行政運営を図るため、広域行政の可能性について検討します。
⑥公共・公用施設等の整備	公共・公用施設等の維持管理に必要不可欠な機能が徐々に低下している状況がみられることから、適切な改修を行います。また、走行距離が多い公用車両は腐食等が進行していることから、安全性等も考慮し計画的な更新を行います。
⑦その他の自治体経営の推進	突発的な事案や新たな課題に対しても、適切に自治体経営の推進を図ります。

5 重要業績評価指標（K P I）

重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
経常収支比率	%	92.7	93.6	93.0
実質公債費比率	%	11.4	11.1	11.0
将来負担比率	%	54.3	—	—

6 主要な事業

健全な財政運営の推進	健全な財政運営を推進します。
------------	----------------

改 定 後		改 定 前	備 考
第 6 章 参画と協働で共につくるまち		第 6 章 参画と協働で共につくるまち	
ともに築く「べつかい」のまちづくり		ともに築く「べつかい」のまちづくり	
9産業と経済活動の振興をつくろう 11住み続けられるまちづくりを 16平和と公正をすべての人に			
1 住民参画のまちづくり		1 住民参画のまちづくり	
1 現状		1 現状	
近年、少子超高齢社会や世帯構成員の減少、地域における人と人とのつながりの希薄化によって、住民同士による支え合いの力は低下傾向にあります。こうした中で、多くの住民がまちづくりの担い手として参画することや、住民が自ら課題を解決する取組が求められています。 本町では、まちづくりへの住民参画の仕組みづくりとして、2011 年（平成 23 年）に、「自治基本条例」を制定、2013 年（平成 25 年）に「別海町協働基本指針」を策定するとともに、「別海町自治推進委員会」の設置、「別海町パブリックコメント手続実施要綱」を<u>策定しています。</u> <u>また、</u>町民に必要な情報の共有と周知を図るため、広報紙等による広報活動を推進しています。 2013 年（平成 25 年）には町民を対象に、「広報に関するアンケート」調査を実施し、その結果を反映して広報紙やホームページの内容充実に努めたほか、まちづくり懇談会の開催や計画策定におけるパブリックコメントによる意見の公募等を行っています。 <u>さらに、</u>住民参画のまちづくりを進めるため、各種住民団体の育成や新たな団体の創設に対する支援に取り組んでいますが、活動を担う人材不足等により、団体の創設や住民団体による活動が縮小傾向にあり、<u>新型コロナウイルス感染症の影響により活動の自粛を余儀なくされ、活動の縮小が加速してくことが懸念されます。このことから、「べつかい協働のまちづくり補助金（公募型）」の制度改正を行い、町民の自発的な活動を尊重し、町民と行政の協働を推進しています。</u> さらに、町民に対して町政運営の透明性の確保を図るため、「情報公開条例」等に基づいた情報公開を行うとともに、請求の件数や開示の状況（公開、部分公開等）の報告を毎年行っています。		近年、少子超高齢社会や世帯構成員の減少、地域における人と人とのつながりの希薄化によって、住民同士による支え合いの力は低下傾向にあります。こうした中で、多くの住民がまちづくりの担い手として参画することや、住民が自ら課題を解決する取組が求められています。 本町では、まちづくりへの住民参画の仕組みづくりとして、2011 年（平成 23 年）に、「自治基本条例」を制定、2013 年（平成 25 年）に「別海町協働基本指針」を策定するとともに、「別海町自治推進委員会」の設置、「別海町パブリックコメント手続実施要綱」を<u>策定しているほか、</u>町民に必要な情報の共有と周知を図るため、広報紙等による広報活動を推進しています。 2013 年（平成 25 年）には町民を対象に、「広報に関するアンケート」調査を実施し、その結果を反映して広報紙やホームページの内容充実に努めたほか、まちづくり懇談会の開催や計画策定におけるパブリックコメントによる意見の公募等を行っています。 また、住民参画のまちづくりを進めるため、各種住民団体の育成や新たな団体の創設に対する支援に取り組んでいますが、活動を担う人材不足等により、団体の創設や住民団体による活動が縮小傾向にあります。	
2 課題		2 課題	
新たに活動を始める団体や、縮小傾向にある住民団体の活動が活性化するよう、多様な課題やニーズの把握に努め、団体間での情報共有や協力関係の構築を<u>図るため、拠点を整備するなど、</u>協働のまちづくりに対する意識を醸成する必要があります。<u>そのためにも、地域のさまざまな課題を自ら解決しようとする団体等が活動しやすい環境を一層促進する必要があります。</u> また、広報活動は、<u>一人ひとりにあったお知らせを表示するプッシュ型通知やデジタル技術を活用した意見交換など、さまざまな媒体や伝達手段を用いた</u>情報の共有と<u>積極的な町政情報の発信</u>を図ることや、町政運営の透明性の確保については、情報公開条例に基づく情報公開に引き続き努めることが求められています。		新たに活動を始める団体や、縮小傾向にある住民団体の活動が活性化するよう、多様な課題やニーズの把握に努め、団体間での情報共有や協力関係の構築を<u>図るための拠点を整備し、</u>協働のまちづくりに対する意識を醸成する必要があります。 また、広報活動は、<u>定期的に町民向けアンケートを実施し、</u>情報の共有と周知を図ることや、町政運営の透明性の確保については、情報公開条例に基づく情報公開に引き続き努めることが求められていま	

改 定 後					改 定 前					備 考																														
3 施策の目的 地域社会における課題解決に向けて、町民と行政、さらには各団体と連携し協働のまちづくりを推進するとともに、住民参画のまちづくりが円滑に進められるよう、広報・啓発活動を充実します。					3 施策の目的 地域社会における課題解決に向けて、町民と行政、さらには各団体と連携し協働のまちづくりを推進するとともに、住民参画のまちづくりが円滑に進められるよう、広報・啓発活動を充実します。																																			
4 主要施策 <table><tr><td>①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進</td><td colspan="4">町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設け、活動の活性化を図ります。</td></tr><tr><td>②広報・広聴活動の充実</td><td colspan="4">広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。</td></tr><tr><td>③情報公開の推進</td><td colspan="4">「情報公開条例」等に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。</td></tr></table>					①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進	町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設け、活動の活性化を図ります。				②広報・広聴活動の充実	広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。				③情報公開の推進	「情報公開条例」等に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。				4 主要施策 <table><tr><td>①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進</td><td colspan="4">町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設けます。</td></tr><tr><td>②広報・広聴活動の充実</td><td colspan="4">広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。</td></tr><tr><td>③情報公開の推進</td><td colspan="4">「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。</td></tr></table>					①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進	町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設けます。				②広報・広聴活動の充実	広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。				③情報公開の推進	「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。				
①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進	町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設け、活動の活性化を図ります。																																							
②広報・広聴活動の充実	広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。																																							
③情報公開の推進	「情報公開条例」等に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。																																							
①「別海町協働基本指針」に基づく住民参画の推進	町民の意見や発想を取り入れた行政の推進に向けて、町民の多種多様な課題やニーズの把握と、その解決に向けた協働のまちづくりを推進します。また、協働の機会を創出するとともに、「生涯学習センター」内に協働を実践する諸団体の活動の場を設けます。																																							
②広報・広聴活動の充実	広報紙やホームページの内容充実を図るほか、町民や各種団体への意見聴取、各種アンケートの実施により、町民の意見・アイデアを積極的に取り入れる協働のまちづくりを推進します。																																							
③情報公開の推進	「情報公開条例」及び「個人情報保護条例」に基づき円滑な情報公開を推進し、町政運営の透明性を確保します。また、広報やホームページを通して情報の公開請求の方法や情報請求の対象となる情報を周知し、町民にとって分かりやすく運営します。																																							
5 重要業績評価指標（K P I） <table><tr><th>重要業績評価指標（K P I）</th><th>単位</th><th>2017年度 (平成29年度) (実績)</th><th>2023年度 (令和5年度) (中間実績)</th><th>2028年度 (令和10年度) (目標)</th></tr><tr><td>町民の広報・広聴活動満足度 (まちづくりアンケートによる)</td><td>%</td><td>55.9</td><td>51.1</td><td>70</td></tr><tr><td>べつかい協働のまちづくり補助金交付団体 (期間累計)</td><td>件</td><td>54</td><td>14</td><td>50</td></tr></table>					重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)	町民の広報・広聴活動満足度 (まちづくりアンケートによる)	%	55.9	51.1	70	べつかい協働のまちづくり補助金交付団体 (期間累計)	件	54	14	50	5 重要業績評価指標（K P I） <table><tr><th>重要業績評価指標（K P I）</th><th>単位</th><th>2017年度 (実績)</th><th>2023年度 (中間目標)</th><th>2028年度 (目標)</th></tr><tr><td>町民の広報・広聴活動満足度 (まちづくりアンケートによる)</td><td>%</td><td>55.9</td><td>60</td><td>70</td></tr><tr><td>べつかい協働のまちづくり補助金交付団体 (期間累計)</td><td>件</td><td>54</td><td>25</td><td>50</td></tr></table>					重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 (中間目標)	2028年度 (目標)	町民の広報・広聴活動満足度 (まちづくりアンケートによる)	%	55.9	60	70	べつかい協働のまちづくり補助金交付団体 (期間累計)	件	54	25	50	
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (平成29年度) (実績)	2023年度 (令和5年度) (中間実績)	2028年度 (令和10年度) (目標)																																				
町民の広報・広聴活動満足度 (まちづくりアンケートによる)	%	55.9	51.1	70																																				
べつかい協働のまちづくり補助金交付団体 (期間累計)	件	54	14	50																																				
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 (中間目標)	2028年度 (目標)																																				
町民の広報・広聴活動満足度 (まちづくりアンケートによる)	%	55.9	60	70																																				
べつかい協働のまちづくり補助金交付団体 (期間累計)	件	54	25	50																																				
6 主要な事業 <table><tr><td>協働のまちづくりの推進</td><td colspan="4">町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。</td></tr></table>					協働のまちづくりの推進	町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。				6 主要な事業 <table><tr><td>協働のまちづくりの推進</td><td colspan="4">町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。</td></tr></table>					協働のまちづくりの推進	町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。																								
協働のまちづくりの推進	町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。																																							
協働のまちづくりの推進	町民の自発的な活動を推進するため、利便性の高い補助制度の確立など、誰もがまちづくりに参加できる環境づくりを行います。																																							

改 定 後	改 定 前	備 考
 2 コミュニティ活動の促進 1 現状 近年、単身高齢者の増加や、経済情勢の変化、雇用の流動化といったさまざまな問題を理由とするひきこもり、生活困窮者が増加しています。こうした中で、地域における課題を把握、解決するためにも、地域コミュニティに期待される役割はますます大きくなっています。 本町では、地域コミュニティの活性化に向けて、町内会活動や、自治会の記念誌作成に対する助成など、地域コミュニティの活動を支援しています。 町が管理する地域コミュニティ施設については、老朽化対策を進めており、2009 年度（平成 21 年度）に実施した「地域会館改修等優先度調査」の結果に基づいて、緊急性や老朽度合を勘案しながら、外壁の張り替え及び屋根塗装等を実施しています。外部改修は 31 館中 26 館まで完了し、耐震改修が必要と判断された 5 館の改修は、2014 年度（平成 26 年度）までに完了しています。また、トイレ改修については対象の 17 館中 9 館において洋式化及び簡易水洗化が完了しています。 町内会等が管理する会館や備品については、老朽化の状況等を町内会等と連携して調査し、整備を支援することにより、町内会等の活動の推進を図っています。 コミュニティ施設の地域における自主管理を促進し、町の直営地域会館 4 館については各連合町内会及び民間に管理業務委託しており、他 27 館及び西春別運動広場については各町内会等の指定管理としています。 2 課題 町内会活動に利用される会館や備品については、今後多くの地区で老朽化が進み、整備を要すると見込まれるため、引き続き町有施設の改修や更新、また、町内会等が管理する会館等への支援を行う必要があります。 さらに、地域の課題を自ら把握し解決することができる地域づくりを進めるためにも、コミュニティ活動の活性化に有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、行政やコミュニティ間におけるネットワークづくりを進める必要があります。 また、コミュニティ施設の老朽化対策については、未実施の会館を対象として引き続き改修を実施するほか、各会館の利用頻度等を考慮し、地域との協議を踏まえ、廃止も視野に入れた整備計画の検討が求められています。 3 施策の目的 コミュニティ活動の環境づくりを支援することにより、町内会等における活動を推進します。 また、地域における課題を自ら把握し解決することができるよう、自主的なコミュニティ活動の活性化と確立を促進します。	2 コミュニティ活動の促進 1 現状 近年、単身高齢者の増加や、経済情勢の変化、雇用の流動化といったさまざまな問題を理由とするひきこもり、生活困窮者が増加しています。こうした中で、地域における課題を把握、解決するためにも、地域コミュニティに期待される役割はますます大きくなっています。 本町では、地域コミュニティの活性化に向けて、町内会活動や、自治会の記念誌作成に対する助成など、地域コミュニティの活動を支援しています。 町が管理する地域コミュニティ施設については、老朽化対策を進めており、2009 年度（平成 21 年度）に実施した「地域会館改修等優先度調査」の結果に基づいて、緊急性や老朽度合を勘案しながら、外壁の張り替え及び屋根塗装等を実施しています。外部改修は 31 館中 26 館まで完了し、耐震改修が必要と判断された 5 館の改修は、2014 年度（平成 26 年度）までに完了しています。また、トイレ改修については対象の 17 館中 8 館において洋式化及び簡易水洗化が完了しています。 町内会等が管理する会館や備品については、老朽化の状況等を町内会等と連携して調査し、整備を支援することにより、町内会等の活動の推進を図っています。 コミュニティ施設の地域における自主管理を促進し、町の直営地域会館 4 館については各連合町内会及び民間に管理業務委託しており、他 27 館及び西春別運動広場については各町内会__の指定管理としています。 2 課題 町内会活動に利用される会館や備品については、今後多くの地区で老朽化が進み、整備を要すると見込まれるため、引き続き町有施設の改修や更新、また、町内会等が管理する会館等への支援を行う必要があります。 さらに、地域の課題を自ら把握し解決することができる地域づくりを進めるためにも、コミュニティ活動の活性化に有効な支援施策を推進し、自治機能の向上、行政やコミュニティ間におけるネットワークづくりを進める必要があります。 また、コミュニティ施設の老朽化対策については、未実施の会館を対象として引き続き改修を実施するほか、人口減少が進む中で利用頻度等を考慮し、廃止も視野に入れた整備計画の検討が求められています。 3 施策の目的 コミュニティ活動の環境づくりを支援することにより、町内会等における活動を推進します。 また、地域における課題を自ら把握し解決することができるよう、自主的なコミュニティ活動の活性化と確立を促進します。	

改 定 後					改 定 前					備 考		
4 主要施策					4 主要施策							
①コミュニティ活動の活性化支援 総合戦略		自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など、さまざまなコミュニティ活動に対する費用の補助による支援及びネットワークづくりを推進します。			①コミュニティ活動の活性化支援		自主防災組織の育成や防犯活動、交通安全活動、高齢者の見守りや子育て支援活動など、さまざまなコミュニティ活動に対する費用の補助による支援及びネットワークづくりを推進します。					
②コミュニティ活動の環境づくりを支援 総合戦略		町内会の会館や、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、コミュニティ活動を行うための環境づくりを支援します。			②コミュニティ活動の環境づくりを支援		町内会の会館や、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、コミュニティ活動を行うための環境づくりを支援します。					
5 重要業績評価指標（K P I）					5 重要業績評価指標（K P I）							
重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）	重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （実績）		2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）
地域活動やボランティア活動への参加意向 （まちづくりアンケートによる）		%	47.5	<u>53.2</u>	<u>55</u>	地域活動やボランティア活動への参加意向 （まちづくりアンケートによる）		%	47.5		<u>49</u>	50
6 主要な事業					6 主要な事業							
コミュニティ活動に対する支援		自治会等運営交付金によりコミュニティの運営を支援します。			コミュニティ活動に対する支援		自治会等運営交付金によりコミュニティの運営を支援します。					

改 定 後	改 定 前	備 考
 3 自衛隊との共生 1 現状 <u>北方領土・ロシアと根室海峡で接する本町内に所在している別海駐屯地は、1965 年（昭和 40 年）3 月の創立から 59 周年を迎え、長きにわたり本町を含む根室管内、道東、そして北海道だけではなく、わが国における国土防衛の要として、その役割を果たしています。</u> <u>現在の国際情勢を鑑みると、国際社会の平和と安全への道筋はなお不透明な情勢であり、わが国の安全保障環境は厳しさを増しています。</u> <u>また、本町においては、北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際は、大津波によって沿岸地域では、最大津波高 4.7 メートルに達する津波が想定される地域となっています。ひとたび災害が発生した際は、敷地内に災害拠点となる計根別場外着陸場が併設された別海駐屯地がこの地域に存在していることが、地域住民にとって心強く、安全安心の平穏な暮らしづくりの一役を担っています。</u> <u>同じく町内に所在している矢臼別演習場は、わが国最大の演習場として 1963 年（昭和 38 年）から使用され、自衛隊等により各種訓練や演習が日夜頻繁に行われています。師旅団規模の演習及び長射程能力を有する大型火砲、ヘリコプターによる実弾射撃等が行われ、自衛隊等の重車両が別海駐屯地等への移動のため頻繁に町内を往来している状況となっています。これら演習場使用日数は年間平均 300 日以上、演習人員延べ約 26 万人以上の状況となっています。</u> <u>別海駐屯地の隊員は、地域の活動にも、積極的に参加しており、協働のまちづくりを推進するためにも、自衛隊の現体制の維持及び拡充が必要となっています。</u> 2 課題 <u>厳しい国際情勢や頻発する大規模災害等に対応するため、別海町に駐屯する部隊の人的基盤の充実等、即応態勢を充実し、有事の際の対処能力を高めるためにも、人員充足率の向上と配備される装備品の更なる充実について、引き続き要望していく必要があります。</u> <u>また、防衛施設の運用により生じる航空機・射撃による騒音、振動等の各種障害に対する地域住民からの問合せや障害発生時における民生安定、防音対策、障害防止等の事業を推進し、町民生活の安定化を目指していますが、国の補助事業による採択や予算確保が課題となっています。</u> 3 施策の目的 <u>別海駐屯地の体制維持・強化を引き続き要請し、併せて防衛施設の設置・運用により生じる障害軽減や緩和を図る防災・防音・民生安定施策を推進し、周辺地域の生活環境向上に努め、自衛隊との共存・共栄の進展に取り組みます。</u>		○自衛隊との共生を新たに追加

改 定 後					改 定 前					備 考
4 主要施策										
①防衛施設周辺の生活環境の整備		防衛施設周辺環境整備事業等を活用し、町民生活の安定に取り組めます。								
②陸上自衛隊別海駐屯地の充実整備の要請		別海駐屯地の充実整備に向け、関係団体と連携し要望活動に取り組めます。								
③陸上自衛隊別海駐屯地との防災連携体制の整備・強化		災害対応時等における連携体制の強化を図るため、日常的な連携強化を図り、あらゆる災害等に対応する体制を整えます。								
5 重要業績評価指標（K P I）										
重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）					
自衛隊が参加する防災訓練実施回数		回	二	2	4					
6 主要な事業										
各種特定防衛施設周辺整備調整交付金事業		防衛施設の設置・運用による周辺地域の生活環境又は開発に及ぼす影響を緩和し、住民生活の安定と充実を図るため、交通施設や社会福祉施設、教育文化施設等の整備を行います。								
別海町自衛隊協力会補助金事業		別海町自衛隊協力会が取り組んでいる別海駐屯地体制維持・強化に対する事業に対し、「別海町自衛隊協力会補助金」により事業支援を行います。								

改 定 後	改 定 前	備 考
4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 実現しよう 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう 16 平和と公正を すべての人に 4 人権の尊重・男女共同参画の推進 1 現状 人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、社会において幸福な生活を営むために生まれながらに持つ基本的な権利となっています。 近年、インターネット上の人権侵害や外国人の人権問題、いじめや虐待といった子どもの人権問題、障がいのある方や高齢者の<u>人権問題のほか、2019年（平成31年）に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が制定され、アイヌ民族への偏見や差別を解消し、誇りが尊重される社会の実現の必要性、また、2023年（令和5年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、性的マイノリティに関する偏見や差別などの問題</u>が関心を集めています。 急激な社会の変化に伴い、雇用環境や家族形態の多様化が進んでいる中で、男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要な課題となっています。このことから国や地方公共団体等が連携を図り、人々が人権について正しい認識を持ち、人権侵害のない社会が実現されるよう、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。 本町では、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりの一環として、人権擁護委員による人権教室や人権相談を開催するほか、その内容を広報等で周知し、町民啓発を行っています。配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力によるDV被害に対しては、迅速な対応を図るため、警察等の関係機関とのネットワークづくりを進めています。 また、男女共同参画社会の推進による豊かな地域社会づくりの一環として「女性のためのなんでも相談所」の場の提供や広報<u>等</u>による町民周知を行っているほか、男女が性別に関わらず、仕事と家庭生活、地域生活とが両立でき、いきいきと働くことができる環境を整備するために、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発に取り組んでいます。 さらに、<u>認知症</u>高齢者や<u>障がいのある方が、不利益な権利の侵害を受けることなく</u>、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、成年後見<u>中核機関及び</u>実施機関である別海町社会福祉協議会を委託先として、成年後見事業の取組を進めています。	3 人権の尊重 1 現状 人権とは、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、社会において幸福な生活を営むために生まれながらに持つ基本的な権利となっています。 近年、インターネット上の人権侵害や外国人の人権問題、いじめや虐待といった子どもの人権問題、障がいのある方や高齢者の人権問題が関心を集めています。 <u>また、</u>急激な社会の変化に伴い、雇用環境や家族形態の多様化が進んでいる中で、男女が性別に関わりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、極めて重要な課題となっています。このことから国や地方公共団体等が連携を図り、人々が人権について正しい認識を持ち、人権侵害のない社会が実現されるよう、さまざまな啓発活動に取り組んでいます。 本町では、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりの一環として、人権擁護委員による人権教室や人権相談を開催するほか、その内容を広報等で周知し、町民啓発を行っています。配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力によるDV被害に対しては、迅速な対応を図るため、警察等の関係機関とのネットワークづくりを進めています。 また、男女共同参画社会の推進による豊かな地域社会づくりの一環として「女性のためのなんでも相談所」の場の提供や広報による町民周知を行っているほか、男女が性別に関わらず、仕事と家庭生活、地域生活とが両立でき、いきいきと働くことができる環境を整備するために、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発に取り組んでいます。 さらに、高齢者や<u>認知症の方などの権利を守り</u>、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、成年後見実施機関である別海町社会福祉協議会を委託先として、成年後見事業の取組を進めています。	○男女共同参画の推進を加え、名称変更

改 定 後		改 定 前		備 考																			
2課題 人権の課題について正しい理解を深め、互いの人権を尊重し合えるよう人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。 そのために、新たな創意工夫も取り入れながら、人権尊重の理念を暮らしの中に根付かせ、町民一人ひとりの人権感覚を育む教育と啓発活動に一層努める必要があります。また、男女共同参画社会の<u>形成とともに、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備に向けて、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、女性の個性と能力が十分に発揮できるように意識改革に取り組む必要があることから</u>、本町の課題を把握し、地域特性を勘案した取組を検討する必要があります。 <u>近年、再犯率は上昇傾向にあり、再犯防止が重要となっています。犯罪を犯した人が立ち直るためには、就労や住居、保健医療など、さまざまな支援が必要です。社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を進める必要があります。</u> 権利擁護事業の一つである成年後見事業は、別海町社会福祉協議会と連携を図りながら、更なる制度の<u>周知や相談会の開催、成年後見事業</u>を支える市民後見人の養成<u>等</u>を進める必要があります。 3施策の目的 多様化、複雑化する人権問題の解消に向け、人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。<u>また、男女共同社会の形成とあらゆる分野において、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、その役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、女性の職業生活における活躍の推進に取り組みます。</u> 4主要施策 <table><tr><td>①人権啓発と人権教育の推進</td><td>関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。</td></tr><tr><td>②人権問題に関する相談体制の充実</td><td>人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。</td></tr><tr><td>③男女共同参画社会の推進</td><td>地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を<u>行うとともに女性が活躍できる環境づくりを推進します。</u></td></tr><tr><td>④高齢者等の権利擁護の推進</td><td>成年後見事業等により、増加が見込まれる<u>認知症高齢者や障がいのある方</u>などの権利を守る取組を進めます。</td></tr></table>					①人権啓発と人権教育の推進	関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。	②人権問題に関する相談体制の充実	人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。	③男女共同参画社会の推進	地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を <u>行うとともに女性が活躍できる環境づくりを推進します。</u>	④高齢者等の権利擁護の推進	成年後見事業等により、増加が見込まれる <u>認知症高齢者や障がいのある方</u> などの権利を守る取組を進めます。	2課題 人権の課題について正しい理解を深め、互いの人権を尊重し合えるよう人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。 そのために、新たな創意工夫も取り入れながら、人権尊重の理念を暮らしの中に根付かせ、町民一人ひとりの人権感覚を育む教育と啓発活動に一層努める必要があります。また、男女共同参画社会の<u>形成に向けて、意識改革に取り組む必要があるほか、女性の登用を推進することも重要であることから</u>、本町の課題を把握し、地域特性を勘案した取組を検討する必要があります。 3施策の目的 多様化、複雑化する人権問題の解消に向け、人権に対する理解を広め、全ての人々の人権が尊重される社会の実現を目指します。 4主要施策 <table><tr><td>①人権啓発と人権教育の推進</td><td>関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。</td></tr><tr><td>②人権問題に関する相談体制の充実</td><td>人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。</td></tr><tr><td>③男女共同参画社会の推進</td><td>地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を<u>行います。</u></td></tr><tr><td>④高齢者等の権利擁護の推進</td><td>成年後見事業等により、増加が見込まれる<u>高齢者や認知症の方</u>などの権利を守る取組を進めます。</td></tr></table>		①人権啓発と人権教育の推進	関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。	②人権問題に関する相談体制の充実	人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。	③男女共同参画社会の推進	地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を <u>行います。</u>	④高齢者等の権利擁護の推進	成年後見事業等により、増加が見込まれる <u>高齢者や認知症の方</u> などの権利を守る取組を進めます。	
①人権啓発と人権教育の推進	関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。																						
②人権問題に関する相談体制の充実	人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。																						
③男女共同参画社会の推進	地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を <u>行うとともに女性が活躍できる環境づくりを推進します。</u>																						
④高齢者等の権利擁護の推進	成年後見事業等により、増加が見込まれる <u>認知症高齢者や障がいのある方</u> などの権利を守る取組を進めます。																						
①人権啓発と人権教育の推進	関係機関との連携のもと、家庭、学校、地域社会、職場、広報等あらゆる場や機会を通じて、差別や偏見なく多様性を認め合っていけるように人権啓発と人権教育を推進します。																						
②人権問題に関する相談体制の充実	人権問題に関する相談体制を充実し、活動内容の周知を徹底します。また、DV被害への迅速な対応に向けて、関係機関と連携します。																						
③男女共同参画社会の推進	地域における課題を把握するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識改革を推進します。また、男女平等参画の視点から雇用機会均等の啓発を <u>行います。</u>																						
④高齢者等の権利擁護の推進	成年後見事業等により、増加が見込まれる <u>高齢者や認知症の方</u> などの権利を守る取組を進めます。																						

改 定 後					改 定 前					備 考
5 重要業績評価指標（K P I）					5 重要業績評価指標（K P I）					
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）	重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）	
人権啓発事業回数	回	0	<u>0</u>	2	人権啓発事業回数	回	0	<u>2</u>	2	
人権相談事業開設回数	回	2	<u>4</u>	2	人権相談事業開設回数	回	2	<u>2</u>	2	
人権教育啓発事業実施校数	校	3	<u>4</u>	3	人権教育啓発事業実施校数	校	3	<u>3</u>	3	
<u>審議会等への女性委員の登用</u>	<u>%</u>	<u>30.1</u>	<u>30.7</u>	<u>30</u>	市民後見人の登録者数（期間累計）	人	8	<u>20</u>	<u>30</u>	
<u>市民後見人養成研修受講者数（うち登録者数）（期間累計）</u>	人	<u>35（20）</u>	<u>未実施（0）</u>	<u>10（10）</u>						
6 主要な事業					6 主要な事業					
地域人権啓発活動活性化事業	人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい知識を広めるため、地域の実情や実態にあった適切な人権啓発活動を行います。				地域人権啓発活動活性化事業	人権思想の普及高揚を図り、地域住民に人権問題に対する正しい知識を広めるため、地域の実情や実態にあった適切な人権啓発活動を行います。				
男女共同参画社会の総合的な推進	広報・啓発活動やさまざまな場を通じた意識改革の推進、男女共同参画社会の形成に向け、総合的に推進します。				男女共同参画社会の総合的な推進	広報・啓発活動やさまざまな場を通じた意識改革の推進、男女共同参画社会の形成に向け、総合的に推進します。				
成年後見事業	制度周知による成年後見制度の活用推進と、市民後見人養成講座等の開催により、市民後見人の増員を進めます。				成年後見事業	制度周知による成年後見制度の活用推進と、市民後見人養成講座等の開催により、市民後見人の増員を進めます。				

改 定 後	改 定 前	備 考
 5 北方領土対策の推進 1 現状 北方領土返還要求運動は 70 年以上にわたって続いていますが、<u>いまだ</u>解決していない状況にあり、その間にもロシア政府による実効支配が進められています。 北方領土から強制的に引き揚げを余儀なくされた元居住者は <u>2024 年（令和 6 年）3 月末現在、約 5 千人</u>となっており、平均年齢は <u>88.5 歳</u>となっています。 北方領土隣接地域においては、国際的な漁業規制の強化やロシア水域におけるサケ・マス流し網漁禁止により、地域経済は厳しい状況に置かれていることから、北海道が策定している「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進しています。2018 年（平成 30 年）7 月には、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部が改正され、北方領土隣接地域の経済発展に役立つ活動を「特定共同経済活動」と定義されたところですが、<u>2022 年（令和 4 年）2 月にロシアによるウクライナ侵略が開始され、同年 3 月にロシア政府は、平和条約交渉を継続しない、四島交流及び自由訪問を中止する等の措置を発表し、日露関係の進展が厳しい状況にあります。</u> 本町では、町民や観光客に対して北方領土問題への啓発と意識の喚起を図るため、庁舎内及び別海北方展望塔に署名コーナーを設置し、返還に向けた署名活動を実施しているほか、町独自で作成したホームページの更新や北方領土に隣接している市町への修学旅行誘致等に取り組んでいます。 また、北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成を図るため、学習会として「ふれあいトーク宅配講座」等を開催しているほか、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援しています。 2 課題 <u>北方領土返還要求運動の中心的役割を担っている元島民の高齢化が進んでおり、</u>北方領土問題に対する理解と認識を深めるため<u>にも</u>、各種啓発活動を継続して推進し、多くの町民に問題を知ってもらう必要があります。 また、経済活動が制限されている北方領土隣接地域の特殊な事情を踏まえ、諸問題の解決の促進を図るため、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき各種事業に取り組む必要があります。	4 北方領土対策の推進 1 現状 北方領土返還要求運動は 70 年以上にわたって続いていますが、<u>未だ</u>解決していない状況にあり、その間にもロシア政府による実効支配が進められています。 北方領土から強制的に引き揚げを余儀なくされた元居住者は <u>2017 年（平成 29 年）3 月現在</u>、約 6 千人となっており、平均年齢は <u>82.2 歳</u>となっています。 北方領土隣接地域においては、国際的な漁業規制の強化やロシア水域におけるサケ・マス流し網漁禁止により、地域経済は厳しい状況に置かれていることから、北海道が策定している「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進しています。2018 年（平成 30 年）7 月には、北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部が改正され、北方領土隣接地域の経済発展に役立つ活動を「特定共同経済活動」と定義されたことにより、<u>北方領土隣接地域の振興及び北方領土問題の解決につながることを期待されています。</u> 本町では、町民や観光客に対して北方領土問題への啓発と意識の喚起を図るため、庁舎内及び別海北方展望塔に署名コーナーを設置し、返還に向けた署名活動を実施しているほか、町独自で作成したホームページの更新や北方領土に隣接している市町への修学旅行誘致等に取り組んでいます。 また、北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成を図るため、学習会として「ふれあいトーク宅配講座」等を開催しているほか、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援しています。 2 課題 北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、各種啓発活動を継続して推進し、多くの町民に問題を知ってもらう必要があります。 また、経済活動が制限されている北方領土隣接地域の特殊な事情を踏まえ、諸問題の解決の促進を図るため、「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき各種事業に取り組む必要があります。	

改 定 後					改 定 前					備 考																																															
3 施策の目的 北方領土問題の早期解決に向けて、国や北海道、北方領土に隣接した市町、関係団体が連携を図りながら返還要求運動や、<u>北方墓参をはじめとする四島交流等事業</u>の推進に取り組み、全国民に意識の高揚と喚起を促します。							3 施策の目的 北方領土問題の早期解決に向けて、国や北海道、北方領土に隣接した市町、関係団体が連携を図りながら返還要求運動の推進に取り組み、全国民に意識の高揚と喚起を促します。																																																		
4 主要施策 <table><tr><td>①北方領土問題の啓発と意識の喚起</td><td colspan="6">北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。</td></tr><tr><td>②北方領土返還運動を推進する次世代の育成</td><td colspan="6">北方領土の歴史や現状を伝える学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と<u>北方墓参などの四島交流事業</u>、後継者育成活動等を支援します。</td></tr><tr><td>③北方領土隣接地域振興等事業の推進</td><td colspan="6">「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。</td></tr></table>							①北方領土問題の啓発と意識の喚起	北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。						②北方領土返還運動を推進する次世代の育成	北方領土の歴史や現状を伝える学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と <u>北方墓参などの四島交流事業</u> 、後継者育成活動等を支援します。						③北方領土隣接地域振興等事業の推進	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。						4 主要施策 <table><tr><td>①北方領土問題の啓発と意識の喚起</td><td colspan="6">北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。</td></tr><tr><td>②北方領土返還運動を推進する次世代の育成</td><td colspan="6">北方領土の歴史や現状を伝える学習会・<u>「ふれあいトーク宅配講座」</u>を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援します。</td></tr><tr><td>③北方領土隣接地域振興等事業の推進</td><td colspan="6">「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。</td></tr></table>							①北方領土問題の啓発と意識の喚起	北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。						②北方領土返還運動を推進する次世代の育成	北方領土の歴史や現状を伝える学習会・ <u>「ふれあいトーク宅配講座」</u> を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援します。						③北方領土隣接地域振興等事業の推進	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。							
①北方領土問題の啓発と意識の喚起	北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。																																																								
②北方領土返還運動を推進する次世代の育成	北方領土の歴史や現状を伝える学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と <u>北方墓参などの四島交流事業</u> 、後継者育成活動等を支援します。																																																								
③北方領土隣接地域振興等事業の推進	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。																																																								
①北方領土問題の啓発と意識の喚起	北方領土隣接地域への修学旅行誘致、返還要求アピール行動や町独自のホームページの更新等を通じて北方領土問題の啓発と意識の喚起に取り組みます。 また、北方領土問題に対する理解と認識を深めるため、別海北方展望塔の入館者数増加に向けた取組を行います。																																																								
②北方領土返還運動を推進する次世代の育成	北方領土の歴史や現状を伝える学習会・ <u>「ふれあいトーク宅配講座」</u> を開催します。 また、千島歯舞諸島居住者連盟別海町支部と連携し、返還要求運動の推進と後継者育成活動を支援します。																																																								
③北方領土隣接地域振興等事業の推進	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」をもとに、町が抱える問題を踏まえた各種事業を推進します。																																																								
5 重要業績評価指標（K P I） <table><tr><th>重要業績評価指標（K P I）</th><th>単位</th><th>2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)</th><th>2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u></th><th>2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)</th></tr><tr><td>北方領土返還要求署名数</td><td>人</td><td>3, 939</td><td><u>2, 445</u></td><td>4, 100</td></tr><tr><td>北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数</td><td>回</td><td>3</td><td><u>0</u></td><td>7</td></tr><tr><td>別海北方展望塔入館者数</td><td>人</td><td>80, 247</td><td><u>79, 711</u></td><td>82, 000</td></tr></table>							重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u>	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)	北方領土返還要求署名数	人	3, 939	<u>2, 445</u>	4, 100	北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数	回	3	<u>0</u>	7	別海北方展望塔入館者数	人	80, 247	<u>79, 711</u>	82, 000	5 重要業績評価指標（K P I） <table><tr><th>重要業績評価指標（K P I）</th><th>単位</th><th>2017年度 (実績)</th><th>2023年度 <u>(中間目標)</u></th><th>2028年度 (目標)</th></tr><tr><td>北方領土返還要求署名数</td><td>人</td><td>3, 939</td><td><u>4, 000</u></td><td>4, 100</td></tr><tr><td>北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数</td><td>回</td><td>3</td><td><u>5</u></td><td>7</td></tr><tr><td>別海北方展望塔入館者数</td><td>人</td><td>80, 247</td><td><u>81, 000</u></td><td>82, 000</td></tr></table>							重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 <u>(中間目標)</u>	2028年度 (目標)	北方領土返還要求署名数	人	3, 939	<u>4, 000</u>	4, 100	北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数	回	3	<u>5</u>	7	別海北方展望塔入館者数	人	80, 247	<u>81, 000</u>	82, 000				
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u>	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)																																																					
北方領土返還要求署名数	人	3, 939	<u>2, 445</u>	4, 100																																																					
北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数	回	3	<u>0</u>	7																																																					
別海北方展望塔入館者数	人	80, 247	<u>79, 711</u>	82, 000																																																					
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 (実績)	2023年度 <u>(中間目標)</u>	2028年度 (目標)																																																					
北方領土返還要求署名数	人	3, 939	<u>4, 000</u>	4, 100																																																					
北方領土学習会・「ふれあいトーク宅配講座」開催回数	回	3	<u>5</u>	7																																																					
別海北方展望塔入館者数	人	80, 247	<u>81, 000</u>	82, 000																																																					
6 主要な事業 <table><tr><td>北方領土問題啓発活動の推進</td><td colspan="6">北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。</td></tr><tr><td>北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成</td><td colspan="6">各学校や団体へ学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。</td></tr><tr><td>北方領土隣接地域振興等事業</td><td colspan="6">国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。</td></tr></table>							北方領土問題啓発活動の推進	北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。						北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成	各学校や団体へ学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。						北方領土隣接地域振興等事業	国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。						6 主要な事業 <table><tr><td>北方領土問題啓発活動の推進</td><td colspan="6">北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。</td></tr><tr><td>北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成</td><td colspan="6">各学校や団体へ学習会・<u>「ふれあいトーク宅配講座」</u>を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。</td></tr><tr><td>北方領土隣接地域振興等事業</td><td colspan="6">国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。</td></tr></table>							北方領土問題啓発活動の推進	北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。						北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成	各学校や団体へ学習会・ <u>「ふれあいトーク宅配講座」</u> を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。						北方領土隣接地域振興等事業	国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。							
北方領土問題啓発活動の推進	北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。																																																								
北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成	各学校や団体へ学習会・ふれあいトーク宅配講座を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。																																																								
北方領土隣接地域振興等事業	国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。																																																								
北方領土問題啓発活動の推進	北方四島との近さを実感してもらうため、別海北方展望塔の入館を促すようホームページやSNS等による情報発信や北方展望塔での啓発イベントを開催します。																																																								
北方領土返還要求運動を推進する次世代の育成	各学校や団体へ学習会・ <u>「ふれあいトーク宅配講座」</u> を開催し、多くの町民が北方領土問題を学習する機会をつくります。																																																								
北方領土隣接地域振興等事業	国・北海道・関係機関と連携を図りながら各種事業を推進します。																																																								

改 定 後	改 定 前	備 考
8働きがいも経済成長も 9産業と技術革新の基盤をつくろう 17パートナーシップで目標を達成しよう 6 行政サービスのデジタル化 1 現状 国は、成長戦略の重要な柱としてデジタル田園都市国家構想を掲げ、人口減少や過疎化、地域産業の空洞化などの地域課題に対し、地方からデジタルの実装を進め、新たな改革の波を起こし、全ての国民がデジタル化のメリットを享受できるように取り組むとしています。 本町において、デジタル化を進める上で課題となっていたデジタルインフラの整備は、2022年度（令和4年度）に光ファイバ未整備エリアへの整備が完了し、現在、町内全域で光ブロードバンドサービスの利用が可能となりました。 また、災害時の情報伝達手段の確保や町民の利便性の向上に向け、公共施設の公衆無線LAN※の整備拡充を進め、役場本庁舎や生涯学習センターみなくる、図書館のほか多くの施設で公衆無線LANを利用することができるようになりました。 さらに、マイナンバーカードを活用した住民票、印鑑証明書のコンビニ交付サービスや、公共施設の予約手続きや各種手続きのオンライン化、公共料金支払い時のキャッシュレス決済サービスの拡充等、デジタル技術を活用した行政サービスの提供を進めています。 2 課題 今後は、デジタル技術やデータを活用して、利用者目線に立って新たな価値を創出するDX（デジタル・トランスフォーメーション）を実現し、住民の利便性を向上させるための行政サービスを提供していくことが重要となります。 近年、スマートフォンやタブレット端末が急速に普及する中、SNSなどの多様な情報発信ツールにより（を活用し）、町政に関する必要な情報を発信していくことが求められています。一方で、スマートフォン等のデジタル機器等（ツール）に不慣れな人にも分かりやすく、利用者の目線に立ってサービスを提供すること、高齢者や障がいのある方に対して分かりやすく情報を共有することを意識した取組を展開する必要があります。 また、国のデジタル田園都市国家構想が掲げる「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指し、本町としても地域の個性や魅力を生かしながら、デジタル技術を一層活用していくことが求められています。 3 施策の目的 町政に対する関心を高めるため、広報誌や町ホームページ、プッシュ型通知サービス等SNSの情報提供媒体の充実を図るなど、適切な情報発信に努めるとともに、デジタル技術による住民の利便性向上や業務の効率化などにより、質の高い行政サービスの提供を目指します。 また、デジタル技術が急速に普及する中、本町の特性を踏まえ、デジタルの力を活用しながら、本町が直面するさまざまな地域課題の解決に向け積極的に取り組んでいきます。		○第5章第6節「地域情報化の推進」を名称変更し、第6章へ

改 定 後		改 定 前		備 考
4 主要施策				
①各種証明書のコンビニ交付サービスの拡大	マイナンバーカードを活用した住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付に加え、税関係証明書等のコンビニ交付ができるよう整備します。			
②情報発信力の強化 総合戦略	町政に対する関心を高めるため、高齢者や障がいのある方を問わず、幅広く活用されている LINE による情報発信の強化を図ります。			
③デジタル技術を活用した行政サービスの向上 総合戦略	行政事務を支援するシステムやタブレット端末等など、デジタル技術を活用し、円滑な窓口サービスと行政サービスの利便性向上を図ります。			
④持続可能な行政運営のためのデジタル推進 総合戦略	より効率的に事務を行う体制を構築するため、業務手順の見直しを図りながら、行政事務のデジタル化を推進します。			
⑤地域DXの推進によるまちづくり 総合戦略	ICT等の先端技術を効果的に活用しながら、地域の抱える諸問題の解決に取り組みます。 また、合理的根拠に基づく政策立案や効率化の検討を進め、データを活用した新たなサービスの創出や地域課題の解決に向けて、公共データの更なるオープンデータ化を進めます。			
5 重要業績評価指標（KPI）				
重要業績評価指標（KPI）	単位	2017年度 （平成29年度） （実績）	2023年度 （令和5年度） （中間実績）	2028年度 （令和10年度） （目標）
コンビニ交付証明書の拡充（期間累計）	種類	＝	2	4
プッシュ型通知サービス町公式アカウントメッセージ配信数（期間累計）	数	＝	220	1700
6 主要な事業				
コンビニ交付サービス導入事業	個人番号カードを用いて各種証明書をコンビニエンスストア等に設置されているキオスク端末で交付できるサービスの導入拡大を進めます。			
プッシュ型通知による情報発信の強化	プッシュ型通知サービス公式アカウント登録者数の増やすための取組を進めるとともに、イラストや写真を活用した訴求効果の高いメッセージを配信するなど、情報発信の強化を図ります。			
業務用チャットツールの利用拡大	業務の効率化及び迅速な情報共有を図るため、業務用チャットツールの利用拡大を進めます。			
キャッシュレス決済の利用拡大	行政サービスの利便性の向上を図るため、キャッシュレス決済の拡大を進めます。			
ペーパーレス化の促進	行政事務や会議におけるペーパーレス化を推進するため、各施設の無線環境の整備及びタブレット端末等の導入並びに電子決裁システム等の導入を進めます。			

改 定 後	改 定 前	備 考
8 働きがいも 経済成長も 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう 11 住み続けられる まちづくりを 12 つくる責任 つかう責任 7 シティプロモーションと地域力の強化 1 現状 <u>全国的な出生数の減少が続いている中、将来の人口減少と少子高齢化は依然として深刻な状況にあるとともに、人口の首都圏への一極集中傾向が続いています。</u> <u>本町でも、人口は減少傾向にあり、1970 年（昭和 45 年）に過疎地域対策緊急措置法の制定に伴い過疎地域とされ、各種対策の実施によって 1979 年度（昭和 54 年度）末をもって過疎地域から脱却したもの、2022 年（令和 4 年） 4 月に再び過疎地域の要件を満たすことになりました。</u> <u>一方で、首都圏における若年層を中心とした地方への関心の高まりや、場所にとらわれない働き方の広がりなどを契機として、地方においては、移住・定住施策の推進と関係人口の創出・拡大に取り組むことにより、地域力の維持・強化を図ることが求められています。</u> <u>このような中、2008 年（平成 20 年）に創設した「別海町ふるさと応援制度」では、取組体制を拡充・強化し、ふるさと納税を契機とした関わりを大切にすることで、交流人口の増加に向けて取り組むとともに、移住促進を図るため、関係団体と連携しながら都市部等への移住プロモーション活動を展開しており、移住・定住希望者の多様なニーズに対応するため、動画投稿サイトへの「べっかい移住ちゃんねる」の投稿により、親近感のある動画を通じて、本町の魅力を積極的に発信しています。</u> <u>2022 年（令和 4 年） 4 月からは、空き家となっていた職員住宅を改修し「お試し移住住宅」の運営を開始し、本町への移住を検討されている方に対し、短期的な暮らしを体験してもらうことで、町の風土や日常生活を知ってもらう機会を提供しています。</u> <u>また、2023 年度（令和 5 年度）からは空き家バンクを開設し、移住・定住の促進を図っています。</u> <u>国は、都市部の若者等が過疎地域等に移住して、地場産品の開発や産業への従事などの地域協力活動を行いながら、地域に定住・定着を図る「地域おこし協力隊」を創設し、2026 年度（令和 8 年度）までに隊員数 1 万人の活躍を全国目標に掲げています。本町においても、活力ある地域社会を維持し、地元産業の基盤強化を進めるため、多くの地域おこし協力隊を採用しており、幅広い年齢層・職種から隊員が活動しています。</u> 2 課題 <u>地域における活力の低下や経済活動の担い手不足などの懸念が生じていることから、地域に生じる変化や課題に柔軟に対応し、将来にわたって安心して暮らし続けることのできる地域社会を作っていくためには、地域社会を支える人材を確保するとともに、地域経済の活性化を図ることが必要です。</u> <u>ふるさと納税を契機とした交流人口をより効果的に増加させ、地域と継続的なつながりを持つ機会の提供や、観光資源だけでなく、日常生活を豊かにする活動を知ってもらい、来訪意欲や移住・定住につなげることが求められています。</u>		○シティプロモーションと地域力の強化を新たに追加

改 定 後		改 定 前			備 考																				
3施策の目的 町民一人ひとりが地域に愛着を持ち、町の魅力を町内外に広く発信することなどにより、関係人口や別海町ファンを増加させ、または呼び込むための地域づくりやシティプロモーションを推進します。 また、本町への移住・定住の促進を図るため、優れた自然環境や魅力ある地域資源の情報を広く発信するとともに、地域おこし協力隊の確保・定着を推進し、首都圏からのU I Jターンを促進する等により、地域の活性化、地元産業の強化、少子高齢化の解消を目指します。 さらに、地域内外の人材、資源、資金を活用した施策を充実させ、地域経済の好循環の拡大を図ります。																									
4主要施策 <table><tr><td>①ふるさと応援制度の推進 総合戦略</td><td>また、「別海町ふるさと応援制度」を推進することで、町の特産品のPRを図るとともに、ふるさと納税を契機とした関係人口の増加に取り組みます。</td></tr><tr><td>②シティプロモーション、ファンサービスの推進によるブランディング 総合戦略</td><td>本町の魅力をSNS等の多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組むとともに、特産品のブランド化や、実際に来町してもらえる意識の醸成に向けた施策を推進します。</td></tr><tr><td>③地域おこし協力隊制度の積極的活用 総合戦略</td><td>都市部からの移住により地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」制度を積極的に活用し、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、移住定住を推進します。</td></tr><tr><td>④移住定住の促進 総合戦略</td><td>移住促進を図るため、移住体験施設の整備等や空き家バンクの充実を図っていきます。</td></tr><tr><td>⑤外貨の獲得と地域経済の循環促進 総合戦略</td><td>地域の人材、資源、資金を活用した施策を充実させるとともに、ふるさと納税等の仕組みを活用しながら企業誘致を推進するなど、地域の外から資金を調達すること等により、地域経済の好循環の拡大を図ります。併せて、本町を訪れる人の滞在拠点を確保・充実するための施策を推進します。</td></tr><tr><td>⑥地域を再生する中間支援機能の構築 総合戦略</td><td>人口減少や地域経済の縮小等の課題に対応するため、地域内の産業や団体、町民等をつなぎ、地域全体をプロデュースするための人材の確保や組織の確立、関連団体への支援を推進します。</td></tr></table>						①ふるさと応援制度の推進 総合戦略	また、「別海町ふるさと応援制度」を推進することで、町の特産品のPRを図るとともに、ふるさと納税を契機とした関係人口の増加に取り組みます。	②シティプロモーション、ファンサービスの推進によるブランディング 総合戦略	本町の魅力をSNS等の多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組むとともに、特産品のブランド化や、実際に来町してもらえる意識の醸成に向けた施策を推進します。	③地域おこし協力隊制度の積極的活用 総合戦略	都市部からの移住により地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」制度を積極的に活用し、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、移住定住を推進します。	④移住定住の促進 総合戦略	移住促進を図るため、移住体験施設の整備等や空き家バンクの充実を図っていきます。	⑤外貨の獲得と地域経済の循環促進 総合戦略	地域の人材、資源、資金を活用した施策を充実させるとともに、ふるさと納税等の仕組みを活用しながら企業誘致を推進するなど、地域の外から資金を調達すること等により、地域経済の好循環の拡大を図ります。併せて、本町を訪れる人の滞在拠点を確保・充実するための施策を推進します。	⑥地域を再生する中間支援機能の構築 総合戦略	人口減少や地域経済の縮小等の課題に対応するため、地域内の産業や団体、町民等をつなぎ、地域全体をプロデュースするための人材の確保や組織の確立、関連団体への支援を推進します。								
①ふるさと応援制度の推進 総合戦略	また、「別海町ふるさと応援制度」を推進することで、町の特産品のPRを図るとともに、ふるさと納税を契機とした関係人口の増加に取り組みます。																								
②シティプロモーション、ファンサービスの推進によるブランディング 総合戦略	本町の魅力をSNS等の多様な媒体を活用した情報発信の強化に取り組むとともに、特産品のブランド化や、実際に来町してもらえる意識の醸成に向けた施策を推進します。																								
③地域おこし協力隊制度の積極的活用 総合戦略	都市部からの移住により地域協力活動に従事する「地域おこし協力隊」制度を積極的に活用し、地域外の人材を積極的に誘致するとともに、移住定住を推進します。																								
④移住定住の促進 総合戦略	移住促進を図るため、移住体験施設の整備等や空き家バンクの充実を図っていきます。																								
⑤外貨の獲得と地域経済の循環促進 総合戦略	地域の人材、資源、資金を活用した施策を充実させるとともに、ふるさと納税等の仕組みを活用しながら企業誘致を推進するなど、地域の外から資金を調達すること等により、地域経済の好循環の拡大を図ります。併せて、本町を訪れる人の滞在拠点を確保・充実するための施策を推進します。																								
⑥地域を再生する中間支援機能の構築 総合戦略	人口減少や地域経済の縮小等の課題に対応するため、地域内の産業や団体、町民等をつなぎ、地域全体をプロデュースするための人材の確保や組織の確立、関連団体への支援を推進します。																								
5重要業績評価指標（K P I） <table><tr><th>重要業績評価指標（K P I）</th><th>単位</th><th>2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)</th><th>2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u></th><th>2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)</th></tr><tr><td>ふるさと納税寄附件数</td><td>件</td><td>1,281</td><td>923,043</td><td>900,000</td></tr><tr><td>移住体験施設利用者数</td><td>人</td><td>10</td><td>18</td><td>20</td></tr><tr><td>地域おこし協力隊の人数（期間累計）</td><td>人</td><td>二</td><td>25※</td><td>100※</td></tr></table> ※協力隊の人数は、活動期間1年未満を除く。						重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u>	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)	ふるさと納税寄附件数	件	1,281	923,043	900,000	移住体験施設利用者数	人	10	18	20	地域おこし協力隊の人数（期間累計）	人	二	25※	100※
重要業績評価指標（K P I）	単位	2017年度 <u>(平成29年度)</u> (実績)	2023年度 <u>(令和5年度)</u> <u>(中間実績)</u>	2028年度 <u>(令和10年度)</u> (目標)																					
ふるさと納税寄附件数	件	1,281	923,043	900,000																					
移住体験施設利用者数	人	10	18	20																					
地域おこし協力隊の人数（期間累計）	人	二	25※	100※																					

改 定 後		改 定 前	備 考
6 主要な事業			
ふるさと応援制度の推進	本制度を活用し、本町の魅力や地元特産品を全国にPRすることで、交流人口の増加に取り組みます。		
地域おこし協力隊推進事業	都市部の若者等が過疎地域等に移住して、おおむね1年以上3年以下の期間、地場産品の開発、農林水産業への従事等のさまざまな地域協力活動を行いながら、定住・定着を図ります。		
移住・定住の促進	関係団体と連携し、都市部等への移住プロモーション活動を展開するとともに、移住体験施設を整備します。		
シティプロモーション・ブランディング推進事業	本町の特産品のプロモーションとブランディングに取り組み、生産地・別海町の認知度の向上を図ります。		
域内循環拠点維持・確保緊急対策事業	本町を訪れる多くの人々を受け入れ、賑わう根底となる滞在拠点の確保・充実を図るための支援を行います。		
地域商社機能の構築・推進	観光資源やICTを活用した更なる特産品やサービスを開発し、地域の魅力のPRや、行政と地域をつなぐ中間組織としての機能を持つ地域商社の設立、運営等を推進します。		

改 定 後	改 定 前	備 考
   8 時代に対応した自治体経営の推進 1 現状 これからの自治体には、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域運営を進めることが求められています。同時に、住民ニーズが多様化・複雑化し、より行政サービスへの需要が増大する中、全国画一的な行政施策では対応することが困難になっています。そこで、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における課題を把握し、その解決に向かうという考えのもと、住民との協働によって持続可能な地域社会を形成することが必要となっています。 本町においては、指定管理者制度による産業、福祉、体育施設等の指定管理や特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化、<u>「第4次定員適正化計画」に基づく職員数の適正化のほか、人事評価制度による職員管理</u>など行財政改革を推進してきました。 また、限られた財源を活用するために経費や事業の見直し、メリハリのある予算編成に取り組むほか、税外収入滞納整理等検討会議を定期的に開催し、町税や使用料等の収納率向上に努めながら、国・北海道等の各種補助制度の有効活用を図り、健全な財政基盤の確保に努めています。さらに、財政の透明性を促進するために、財務諸表の公表にも取り組んでいます。 <u>公共施設等の維持管理については、2016年（平成28年）に策定した「公共施設等総合管理計画」や施設ごとに具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」に基づき、計画的に施設の修繕や改修を行っています。</u> 多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員の研修参加や自己啓発を通して能力向上を促進しているほか、広域行政による圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めています。 2 課題 持続可能な地域社会をつくるためには、効率的な行財政運営や限られた財源と人材の下で、<u>人口減少、自然災害対策、物価高騰や外国人への対応など、</u>多種・多様化する住民ニーズに的確に応えることが求められています。これを実現するためにも、今後より一層の行財政改革を進める必要があります。<u>行財政運営に必要な職員数を見極めつつ、適正化に取り組んでいます、DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進等、新たな行政課題に対応できる人材の育成や、不足する資格職の確保に向けた取組強化等が求められています。引き続き組織全体としての適正な職員数の把握と併せ、人材の育成・確保にも努める必要があります。</u> <u>加えて、職員が職場に求める価値観は、「仕事へのやりがい」等に重きが置かれる中、常に前向きに学ぶことができるオフィス改革を含めた職場環境の整備や若年層が魅力を感じて自身の成長を実感できるような職場づくりへの取組も必要な時代を迎えています。</u> <u>また、過去に建設された公共施設の多くが老朽化し、更新時期を迎えています。「個別施設計画」に基づき改修等を行っていく必要がありますが、人口減少等により施設の利用需要も変化していることから、建て替えだけではなく、類似施設の統廃合による機能集約も同時に検討していかなければなりません。併せて、健全な財政運営を維持するために、国・北海道等の各種補助制度等を有効に活用するとともに、各施設の老朽度を適切に判断し、単年度に費用負担が集中しないよう調整を図る必要があります。</u> さらに、多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員自身の企画力、自主性及び多面的能力を向上させる研修制度の導入や、効率的な行財政運営を図るため、広域行政の可能性について検討することも求められています。	5 時代に対応した自治体経営の推進 1 現状 これからの自治体には、限られた財源と人材を有効に活用しながら、地域運営を進めることが求められています。同時に、住民ニーズが多様化・複雑化し、より行政サービスへの需要が増大する中、全国画一的な行政施策では対応することが困難になっています。そこで、住民に最も身近な基礎自治体として、地域における課題を把握し、その解決に向かうという考えのもと、住民との協働によって持続可能な地域社会を形成することが必要となっています。 本町においては、指定管理者制度による産業、福祉、体育施設等の指定管理や特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化、<u>「第3次定員適正化計画」に基づく職員数の削減のほか、2016年（平成28年）には「人事評価制度」を導入する</u>など行財政改革を推進してきました。 また、限られた財源を活用するために経費や事業の見直し、メリハリのある予算編成に取り組むほか、税外収入滞納整理等検討会議を定期的に開催し、町税や使用料等の収納率向上に努めながら、国・北海道等の各種補助制度の有効活用を図り、健全な財政基盤の確保に努めています。さらに、財政の透明性を促進するために、財務諸表の公表にも取り組んでいます。 多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員の研修参加や自己啓発を通して能力向上を促進しているほか、広域行政による圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めています。 2 課題 持続可能な地域社会をつくるためには、効率的な行財政運営や限られた財源と人材の下で多種・多様化する住民ニーズに的確に応えることが求められています。これを実現するためにも、今後より一層の行財政改革を進める必要があります。<u>行財政運営に必要な職員数を維持するため、「第4次定員適正化計画」により職員数の適正化に取り組んでいます、保育士、看護師等の資格職についてはさまざまな制度改正等により、計画数以上の増員となる見込みであるため、今後も組織全体としての適正な職員数の把握及び維持に努める必要があります。</u> <u>また、今後は老朽化した公共・公用施設の建て替え等の大型事業が予定されていることから、健全な財政運営を行うためにも、自主財源の確保に加え国・北海道等の各種補助制度等の有効活用を図る必要があります。併せて、町民との協働のまちづくりを更に推し進めるため、財政推計等を公表することも重要となっています。</u> さらに、多様化・複雑化する住民ニーズに対応することができるよう、職員自身の企画力、自主性及び多面的能力を向上させる研修制度の導入や、効率的な行財政運営を図るため、広域行政の可能性について検討することも求められています。	

改 定 後					改 定 前					備 考	
3 施策の目的					3 施策の目的						
持続可能な自治体経営の推進に向け、行財政改革を積極的に進め、効率的な行財政運営を行います。					持続可能な自治体経営の推進に向け、行財政改革を積極的に進め、効率的な行財政運営を行います。						
4 主要施策					4 主要施策						
①行財政改革の推進		多種・多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な行財政運営を行います。また、各種施策や事業の継続的な評価・検証・見直しを行う仕組みを確立し、行財政改革を推進します。			①行財政改革の推進		多種・多様化する住民ニーズに対応するため、効率的な行財政運営を行います。また、各種施策や事業の継続的な評価・検証・見直しを行う仕組みを確立し、行財政改革を推進します。				
②健全な財政基盤の確保		自主財源の確保、国・北海道等の各種補助制度の活用、町税等の収納率の向上を図り、健全な財政運営を推進します。また、限られた財源を効果的に活用するため、経費や、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を見直します。			②健全な財政基盤の確保		自主財源の確保、国・北海道等の各種補助制度の活用、町税等の収納率の向上を図り、健全な財政運営を推進します。また、限られた財源を効果的に活用するため、経費や、受益者負担の原則に基づき使用料・手数料を見直します。				
③効果的・効率的な財政運営の推進		財政状況の分析・公表を行うとともに、重要度や緊急度を勘案した事業の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、町民との協働のまちづくりを更に推し進めるため、財政推計等を公表するほか、地方公営企業（ <u>町立別海病院事業、水道事業、下水道等事業</u> ）の経営健全化を進めます。			③効果的・効率的な財政運営の推進		財政状況の分析・公表を行うとともに、重要度や緊急度を勘案した事業の重点化を図り、効果的・効率的な財政運営を推進します。また、町民との協働のまちづくりを更に推し進めるため、財政推計等を公表するほか、 <u>町立別海病院事業、水道事業</u> の地方公営企業の経営健全化を進めます。				
④職員の <u>人材育成・確保</u> の推進		<u>「別海町人材育成・確保基本方針」に基づき、D X人材の育成をはじめ、職員の</u> 研修や自己啓発の促進による資質向上と意識改革 <u>及びオフィス改革を含めた職場環境の整備を</u> 図るほか、人事評価制度による目標管理を実施します。			④職員の意識改革の推進		研修や自己啓発の促進による職員の資質向上と意識改革 <u>を</u> 図るほか、人事評価制度による目標管理を実施します。				
⑤広域行政の推進		周辺自治体との連携による行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応し、圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、更なる効率的な行政運営を図るため、広域行政の可能性について検討します。			⑤広域行政の推進		周辺自治体との連携による行政ニーズの多様化・高度化、生活圏の拡大に対応し、圏域住民の暮らしを支える利便性の高い行政サービスの提供に努めるとともに、更なる効率的な行政運営を図るため、広域行政の可能性について検討します。				
<u>⑥公共・公用施設等の整備</u>		<u>公共・公用施設等の維持管理に必要不可欠な機能が徐々に低下している状況がみられることから、適切な改修を行います。また、走行距離が多い公用車両は腐食等が進行していることから、安全性等も考慮し計画的な更新を行います。</u>									
<u>⑦その他の自治体経営の推進</u>		<u>突発的な事案や新たな課題に対しても、適切に自治体経営の推進を図ります。</u>									
5 重要業績評価指標（K P I）					5 重要業績評価指標（K P I）						
重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 <u>（平成29年度）</u> （実績）	2023年度 <u>（令和5年度）</u> <u>（中間実績）</u>	2028年度 <u>（令和10年度）</u> （目標）	重要業績評価指標（K P I）		単位	2017年度 （実績）	2023年度 <u>（中間目標）</u>	2028年度 （目標）
経常収支比率		%	92.7	<u>93.6</u>	<u>93.0</u>	経常収支比率		%	92.7	<u>93.0</u>	<u>89.0</u>
実質公債費比率		%	11.4	<u>11.1</u>	<u>11.0</u>	実質公債費比率		%	11.4	<u>13.0</u>	<u>12.0</u>
将来負担比率		%	54.3	<u>二</u>	<u>二</u>	将来負担比率		%	54.3	<u>70.0</u>	<u>60.0</u>
6 主要な事業					6 主要な事業						
健全な財政運営の推進		健全な財政運営を推進します。			健全な財政運営の推進		健全な財政運営を推進します。				